

さつま町国土強靱化地域計画

令和4年1月修正

さつま町

目 次

第1章 強靱化地域計画策定の趣旨，位置づけ

第1節	町強靱化地域計画の趣旨	1
第2節	町地域計画の位置付け	1
第3節	計画期間	1

第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標	2
第2節	事前に備えるべき目標	2
第3節	基本的な方針	2

第3章 町の地域特性及び災害想定

第1節	地域特性	4
第2節	対象とする自然災害	4～7

第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8～9
第2節	脆弱性評価結果	9～25

第5章 町地域計画の推進方針

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	26～40
第2節	指標	41

第6章 本計画の推進

第1節	町の他の計画等の必要な見直し	42
第2節	町地域計画の進捗管理	42

用語解説	43～44
------	-------

別紙

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧 （参考：鹿児島県地域計画分掲載）	45～52
--	-------

第1章 強靱化地域計画策定の趣旨，位置付け

第1節 町強靱化地域計画の趣旨

国においては，東日本大震災の発生などを踏まえ，大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため，平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し，平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を，また鹿児島県においては，平成28年（2016年）3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

さつま町国土強靱化地域計画（以下「町地域計画」という。）は，これまでに取り組んできていた防災・減災対策の取り組みを念頭に，今後の本町の強靱化に関する施策を，国基本計画や県地域計画との調和を図りながら，国，県，民間事業者など関係者相互の連携のもと，総合的，計画的に推進するために策定するものである。

第2節 町地域計画の位置付け

町地域計画は，基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり，第2次さつま町総合振興計画（以下「町総合振興計画」という。）との調和を図るとともに，地域強靱化の観点から，本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

町地域計画の内容は，国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

今回の計画期間については，町総合振興計画に合わせることとし，令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）とする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

本計画では、国土強靱化を推進する上での基本目標を次の4つとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

第2節 事前に備えるべき目標

本町における国土強靱化を推進するうえで事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ，大規模自然災害に備えて，事前防災，減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて，平成9年鹿児島県北西部地震や平成18年鹿児島県北部豪雨災害など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ，以下の方針に基づき推進する。

1 強靱化に向けた取り組み姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう要因にあらゆる側面から検討を加え，取り組みにあたること
- ② 短期的な視点によらず，時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking）：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ，長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ③ 災害に強い町づくりを進めることにより，地域の活力を高め，地域経済の持続的な成長に繋げるとともに，地域との連携を強化する視点を持つこと
- ④ 大規模災害に備え，県や近隣市町村との連携だけでなく，国や県外の地方自治体及び民間

との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

2 効率的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を整備すること
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国，県，町）と民（住民，民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず，平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- ④ 人口減少等に起因する地域の需要の変化，気候変動等による気象の変化，社会資本の老朽化等を踏まえるとともに，強靱化確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して，施策の重点化を図ること
- ⑤ 国や県の施策の適切かつ積極的な活用，既存の社会資本の有効活用，民間資金の積極的な活用を図ること等により，効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- ⑦ 人命を保護する観点から，関係者の合意形成を図りつつ，土地の合理的利用を促進すること

3 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には，地域の共助による取り組みも重要であることから，人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- ② 高齢者，障がい者，外国人，女性，子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- ③ 地域の特性に応じて，環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに，自然環境の有する多様な機能を活用するなどし，自然との共生を図ること

第3章 地域特性及び災害想定

第1節 地域特性

1 地形

さつま町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部にあり、鹿児島市から約40kmのところに位置する。周囲を山々に囲まれた盆地で、町は、東西27.3km、南北22.0kmの範囲に及び、面積は303.90km²、鹿児島県の3.3%を占めている。

地形は、一般に小山系、小河川と点在する小平野からなり、紫尾山（1,067m）から分岐する丘陵地が広がっている。これらの山系から流れる河川は、川内川・夜星川・海老川・久富木川・五反田川・泊野川・穴川・南方川等があるが、町の中央を東西に貫流する川内川を除いて、いずれも短い河川で、平野は河川に沿って分散分布している。

川内川は、全長約137km、流域面積約1,600km²に及ぶ一級河川である。

川内川は東西に流れており、梅雨期には前線が重なり最も集中的に流れ込みやすい地形となっている。

2 気候

気候は、太平洋岸気候区に属しているが、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっている。降水量は、年間2,300～2,400mmを超え、鹿児島県平均の2,200mmと比較しても多く、特に6月には約600mmと年間を通じて最も多くの雨量がある。また、6月から7月にかけての梅雨、8月から9月にかけての台風シーズンの時期には、集中豪雨、暴風雨に見舞われることも多く、各地でがけ崩れや道路の決壊、耕地の冠水などの被害が発生している。

年間の最高気温は37.6℃（令和2年）、最低気温は-10.8℃（平成28年）であり、平均気温は17℃である。冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することもある。

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

本町の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは6月から8月にかけて大雨が降ることが多く、また、東シナ海側を通過する台風では、勢力の強い状態で猛威にさらされることが原因である。また、本町は暖かく湿った空気が山地の斜面等に当たり上昇気流を発生させ、町内に集中的な大雨を発生させることもある。このような地形により、本町を東西に流れる川内川や、北部を流れる夜星川、泊野川、東部を流れる穴川、南部を流れる久富木川は氾濫の可能性がある。

本町においては、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和47年7月、平成5年8月及び平成18年の豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

【過去の主な水害による被害】

発生年月日	原因	被害概要
昭和47年 7月	洪水	全壊147世帯，半壊21世帯，床上浸水340世帯，床下浸水128世帯
		全壊14棟，床上浸水22棟，床下浸水46棟 被害額 7億3,405万円
		—
平成5年 8月	前線豪雨	床上浸水16世帯，床下浸水25世帯
		床上浸水2棟 被害額 5億2,300万円
		死亡1人，被害額 6億1,590万円
平成18年 7月	集中豪雨	死者1人 軽傷3人 全壊 219棟 (214世帯) 半壊361棟 (346世帯) 一部損壊6棟 (6世帯) 床上浸水114棟 (86世帯) 床下浸水115棟 (102世帯) 被害額 83億円

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

2 地震災害

鹿児島県は、比較的有感地震の発生の少ない地域であるが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山を擁している。また、始良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動を続けている桜島が控えている。そして過去には、南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。

本町においては、平成9年3月、5月に発生した県北西部地震では、大きな被害を受けている。

したがって、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こすことも十分考えられるので、町は、平常から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

本町においては、影響が大きいと考えられる「県北西部直下地震」と「南海トラフ地震」を想定災害とする。

【過去の主な地震による被害】

発生年月日	名称	被害概要
平成9年 3月，5月	県北西部地震	負傷者28人，全壊2棟，半壊13棟
		全壊2棟，半壊15棟，一部損壊1,389棟
		一部損壊107棟

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

また、本町全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）は、次のとおりである。

【鹿児島県地震等被害予測調査結果（H24～H25）】

			県北西部直下	南海トラフ（最大値）
地震規模	地震規模		マグニチュード7.0	マグニチュード9.0
	タイプ		活断層	プレート型
	最大想定震度		震度6弱	震度6弱
建物	全壊棟数		20棟	90棟
	半壊棟数		70棟	270棟
人的被害	死者数		僅か	僅か
	負傷者数		—	僅か
	重傷者数		—	僅か
	避難者数		20人	130人
ライフ ライン被害	上水道	機能 支障 率	1%	6%
	電力		僅か	僅か
	固定電話		僅か	僅か
道路被害			—	10件

（注1）建物棟数は全部で23,720棟（固定資産税における家屋数）

3 火山

桜島の大規模噴火時の降灰分布予測において、さつま町の東側は「降灰堆積厚30～50cm」の箇所に位置し、また、町内の大部分が「降灰堆積厚10～30cm」となっている。特に農作物への被害が想定されることから、平時から降灰に備えておくことが必要である。

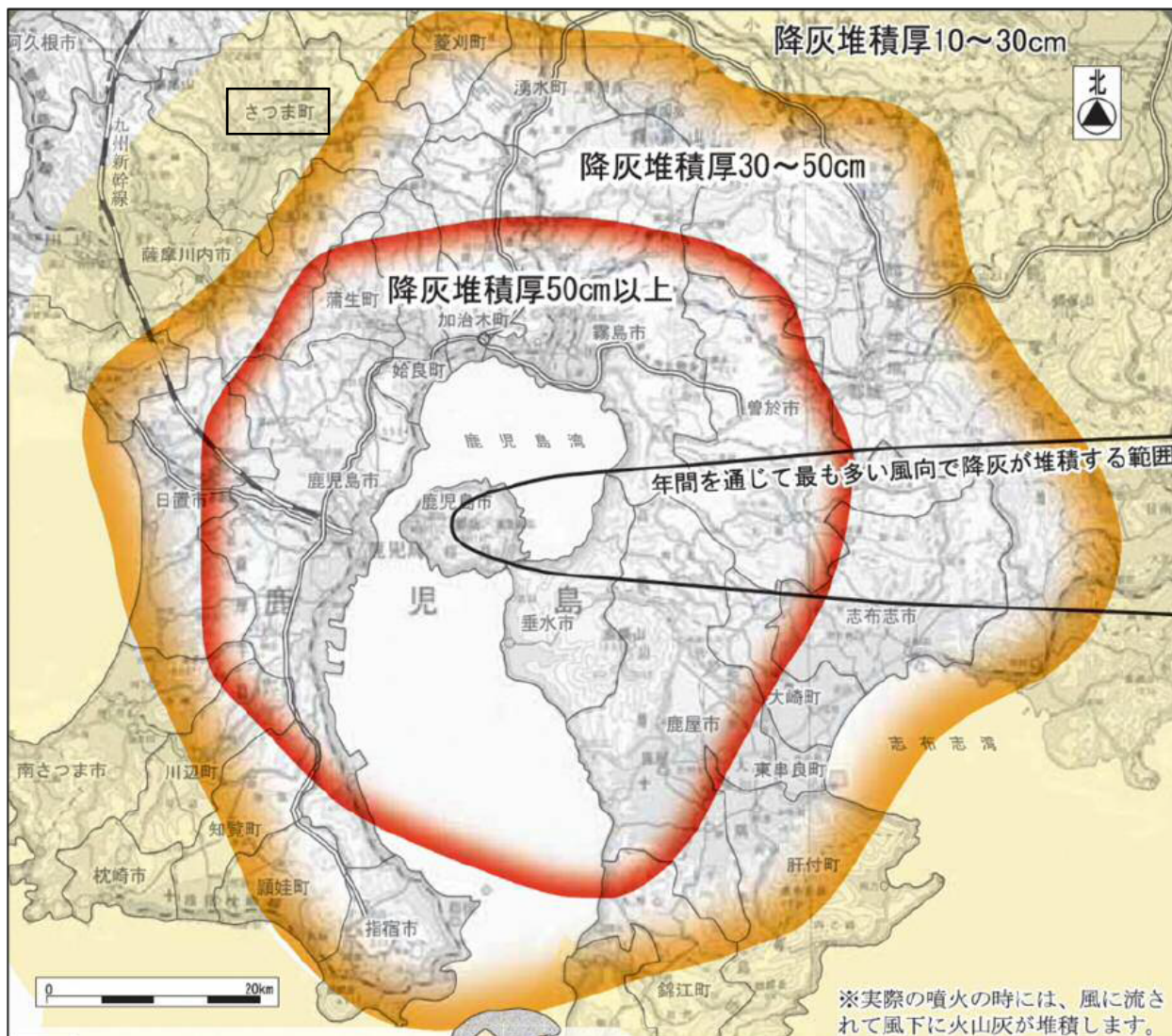


図 桜島大規模噴火時の降灰分布予測

出典：国土交通省「桜島広域火山防災マップ」

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる33の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模地震等による多数の死者の発生
		1-4	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

6	ライフライン, 燃料供給 関連施設, 交通ネットワ ーク等の被害を最小限 に留めるとともに, 早期 復旧させる	6-1	ライフライン（電気, 上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	基幹的交通から地域交通網まで, 交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を 発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池, 防災インフラ, 天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出 による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による荒廃
8	地域社会・経済が迅速か つ従前より強靱な姿で 復興できる条件を整備 する	8-1	大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した 技術者等）の不足, より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興でき なくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大 幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失, 地域コミュニティの崩壊等による有形・ 無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保, 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず, 復興が大 幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取り組み状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

② 医療・社会福祉施設の耐震化

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

③ 交通施設、沿道建物の耐震化

大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対

応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

④ 無電柱化

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

⑤ 公共施設等の耐震化

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

⑥ 造成宅地の防災・減災対策の推進

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する必要がある。

⑦ 多数の人が利用する建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

⑧ 防災訓練や防災教育等の推進

学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① 自主防災組織等の充実強化

公助の手が回らないことも想定し、自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

② 火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模地震等による多数の死者の発生

① 避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化の促進等

広域にわたる大規模地震等が発生した際に、多数の死傷者が発生することが想定されるた

め、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

③ 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定する必要がある。

1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

① 河川改修等の治水対策の推進

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取り組みについて、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

② 防災情報の高度化、地域水防力の強化

防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

③ 雨量や河川水位などの防災情報の提供

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線やSNS及び町ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、今後多様かつ激甚化する洪水に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、地区ごとの防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

④ 内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

① 治山事業の推進

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

② 土砂災害対策の推進

町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、町民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

③ 警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

④ がけ地等に近接する危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 水道施設の耐震化

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

② 物資輸送ルートの確保

大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することを防止するため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保する必要がある。

また、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する必要がある。

③ 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に

推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

④ 備蓄物資の供給体制等の強化

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤ 応急給水体制の整備

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑥ 受援計画の策定等

被災による物資供給に対し、国や県、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、この受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定を促進することにより、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

② 孤立集落対策

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道含む）の確保が必要である。併せて既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

③ 行政機関の機能低下の防止

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防施設の耐震化・情報通信機能の耐災害性の強化

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

③ 消防の体制等強化、災害派遣チーム等の受入

消防において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などの派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化（再掲 2-2-④）

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

① 一時滞在施設の確保

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

② 備蓄物資の供給体制等の強化

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

② 災害時の医療機関の対応マニュアルの作成

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。

③ ドクターヘリの活用

災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 感染症の発生・まん延防止

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生子防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と連携に努める必要がある。

② 下水道BCPの策定

大規模地震が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生

① 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化（再掲 2-2-④）

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める必要がある。

② 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-⑤）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

③ 電力供給遮断時の電力確保

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、非常用発電機の災害時に必要な容量の強化が課題である。

④ 医療・社会福祉施設の耐震化（再掲 1-1-②）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

⑤ 避難所運営マニュアルの策定

地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定しておく必要がある。

⑥ 応急給水体制の整備（再掲 2-1-⑤）

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑦ 災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

⑧ 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-②）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

② 電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入を行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

③ BCPの策定

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の策定、及び実効性向上を図る必要がある。

④ 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

⑤ 受援計画の策定等

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定し、受援体制を強化する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

① 情報通信機能の耐災害性の強化等

震度6以上の地震が想定される地域では、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

② 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 災害に強い情報通信基盤の整備

インターネット等の多様な情報獲得手段も確保していく必要がある。

② 住民への災害情報提供

住民への災害情報提供に当たり、町と自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、対策を推進する必要がある。

③ 情報通信手段の多様化等

Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用や、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。また、旅行者や高齢者・障がい者、外国人等にも配慮した提供手段を確保する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 情報通信手段の多様化等（再掲 4-2-③）

Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用や、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。また、旅行者や高齢者・障がい者、外国人等にも配慮した提供手段を確保する必要がある。

② 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回

線等の冗長化や予備機の確保，遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

① 食料等の物資供給の確保

大規模自然災害が発生し，道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され，企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため，道路の防災，震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため，高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や，リダンダンシーの向上，高速交通ネットワークの構築が進められているが，本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており，当該事業を着実に推進するとともに，ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，整備を推進する必要がある。

③ 企業におけるBCP策定等の支援

町内の企業に対して，事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに，BCPの策定支援を行う必要がある。

また，有事の際にBCPが機能するよう，取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取り組みを継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行うことが重要である。

④ 企業の防災対策関連施設等の整備の支援

東日本大震災を契機として，企業におけるBCPの重要性が高まっており，企業間の取引においてもBCP策定の有無が問われている。

町内企業のBCP対策を促進し，雇用機会の確保を図るため，企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等

① 危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設においては，大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため，ハード面での対策に加え，緊急時の応急措置等における優先順位を防災規定等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

② 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は，大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため，特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携，防災体制の強化を図るとともに，防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① 道路の防災対策の推進

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震、洪水、土砂災害等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

① 食料等の物資供給確保

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食料の安定供給の停滞が想定される。このため道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

③ 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-1-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

④ 受援計画の策定等

被災による物資供給に対し、国や県、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、この受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定を促進することにより、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

⑤ 農道・農道橋の保全対策の推進

整備後年数が経過し、老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する必要がある。

5-5 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① 応急給水体制の整備（再掲 2-1-⑤）

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

② 水道施設の耐震化（再掲 2-1-①）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

③ 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-1-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

① 防災拠点等への再エネ設備等の導入促進

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

② 水道施設の耐震化（再掲 2-1-①）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

③ 農業集落排水施設の老朽化対策の推進

大規模地震が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

④ 浄化槽台帳システムの整備等

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

⑤ し尿処理施設の防災対策の強化

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障をきたすことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の更なる強化等に努める必要がある。

② 下水道BCPの策定（再掲 2-6-②）

大規模地震が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

6-2 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

① 災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 救助活動能力（体制、装備資機材）の充実向上

大規模自然災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。

② 都市公園事業の推進

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救助活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

③ 消防団や自主防災組織等の充実強化

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画

策定を促す必要がある。

④ 大規模地震時の電気火災対策の推進

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

① 農業用ため池の防災対策

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる必要がある。

② 防災インフラの維持管理・更新

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

① 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化（再掲 5-2-②）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

② 有害物質の流出対策等の推進

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国等と連携して対応する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

① 適切な森林整備の推進

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の

適切な森林整備を推進する必要がある。

② 農地侵食防止対策の推進

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、被害を未然に防止するため、耕作者等による日頃の農地保全活動と合わせ、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

③ 治山事業の推進（再掲 1-5-①）

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④ 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林業被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、鳥獣被害の防止に向けて、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取り組みを、一体的かつ総合的に推進する必要がある。

⑤ 鳥獣害対策の強化

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

⑥ 活動火山周辺地域防災営農対策

桜島の降灰により農作物等が被害を受け、品質低下の原因となることが想定される。このため、ビニールハウスや降灰対策機械等を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図る必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① スtockヤードの確保

大規模自然災害は発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要があるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。

② 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

③ 災害廃棄物処理計画の策定，見直し

大規模自然災害が発生した場合，建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから，これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し，処理の実効性向上に努める必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者等）の不足，より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 建設関係団体との応急復旧体制の強化，建設業における防災・減災の担い手確保・育成

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取り組みが進められているが，道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者）の育成の視点に基づく横断的な取り組みは行われていない。

また，地震，土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少，技能労務者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため，担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① 河川堤防等の整備

広域地盤沈下等が発生した場合，建築物が損壊・浸水し，住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在，洪水による浸水対策については，過去に大きな浸水被害が発生した箇所について，河川堤防等の施設の整備を推進しているが，今後より一層の整備推進を図る必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① 災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化

災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには，コミュニティ力を構築する必要がある。本町においては，公民会や区公民館の活動支援のほか，自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや，セーフコミュニティの推進等，コミュニティ力を強化するための支援等の取り組みを充実させる必要がある。

② 文化財の保護管理

文化財の所有者，または管理者に対する防災体制の確立指導を行い，文化財の耐震化，防災設備の整備等を促進する必要がある。

8-5 事業用地の確保，仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず，復興が大幅に遅れる事態

① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう，候補地リストを作成しているが，がけ崩れや浸水等による被災の可能性について，十分留意した候補地選定となるよう，定期的な情報更新を行う必要がある。

② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために，災害時を想定して事前訓練等を実施する必要がある。

第5章 町地域計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。また、推進方針に基づき取り組むべき事業を別紙1のとおり設定した。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の倒壊による死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

② 医療・社会福祉施設の耐震化

地震発生時に建物の倒壊を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

③ 交通施設、沿道建物の耐震化

大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが予想されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

④ 無電柱化

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

⑤ 公共施設等の耐震化

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する。

⑥ 造成宅地の防災・減災対策の推進

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する。

⑦ 多数の人が利用する建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

⑧ 防災訓練や防災教育等の推進

学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① 消防団や自主防災組織等の充実強化

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

② 火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

1-3 広域にわたる大規模地震等による多数の死者の発生

① 避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化の促進等

広域にわたる大規模地震が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、町における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

③ 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、南海トラフ地震防災対策推進計画の策定を促進する

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

① 河川改修等の治水対策の推進

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念させる。このため、現在の取り組みについて、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る。

② 防災情報の高度化、地域水防力の強化

防災情報の高度化、地域の水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

③ 雨量や河川水位などの防災情報の提供

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報に努めていく。

また、今後多様かつ激甚化する洪水に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、地区ごとの防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する。

④ 内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水被害が想定される。このため、内水対策をより迅速に対応できる人材の育成を推進する。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

① 治山事業の推進

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

② 土砂災害対策の推進

町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、町民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

③ 警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

④ がけ地等に近接する危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水，電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 水道施設の耐震化

災害時等において水道施設が被災した場合，住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから，水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため，水道施設の耐震化を推進する。

② 物資輸送ルートの確保

大規模災害が発生した際，避難，支援，輸送のための陸上ルートが寸断され，被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することを防止するため，本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化，町内各地域を結ぶ道路網を確保する。

また，道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに，既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策を確実に実施する。併せて，物資輸送ルートの早期啓開を図るため，建設関係団体等と連携し，啓開体制の構築を推進する。

③ 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により，リダンダンシーの向上，高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに，ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，着実な整備を推進する。

④ 備蓄物資の供給体制等の強化

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について，適正かつ迅速な物資の確保を行うため，関係機関との連携や調整などを強化する

⑤ 応急給水体制の整備

災害時において水道施設が被災した場合，住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため，被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに，日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき，必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

⑥ 受援計画の策定等

被災による物資供給に対し，国や県，町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため，この受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定を促進することにより，物的支援の受援体制を強化する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備

により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

② 孤立集落対策

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道含む）の確保が必要である。併せて既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

③ 行政機関の機能低下の防止

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防施設の耐震化・情報通信機能の耐災害性の強化

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

③ 消防の体制等強化、災害派遣チーム等の受入

消防において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などの派遣隊の受入体制を整えておく

④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化（再掲 2-2-④）

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

① 一時滞在施設の確保

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る。

② 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-1-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、

関係機関との連携や調整などを強化する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

② 災害時の医療機関の対応マニュアルの作成

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する。

③ ドクターヘリの活用

災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 感染症の発生・まん延防止

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生子防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と連携に努める。

② 下水道BCPの策定

大規模地震が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化（再掲 2-2-④）

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める。

② 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-⑤）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

③ 電力供給遮断時の電力確保

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する。特に、防災

拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

④ 医療・社会福祉施設の耐震化（再掲 1-1-②）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

⑤ 避難所運営マニュアルの策定

地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定する。

⑥ 応急給水体制の整備（再掲 2-1-⑤）

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

⑦ 災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

⑧ 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-⑤）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

② 電力供給遮断時の電力確保

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

③ BCPの策定

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の策定、及び実効性向上を図る。

④ 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

⑤ 受援計画の策定等

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定し、受援体制を強化する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

① 情報通信機能の耐災害性の強化等

震度6以上の地震が想定される地域では、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

② 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 災害に強い情報通信基盤の整備

インターネット等の多様な情報獲得手段も確保していく。

② 住民への災害情報提供

住民への災害情報提供にあたり、町と自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、対策を推進する。

③ 情報通信手段の多様化等

Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用や、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める。また、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 情報通信手段の多様化等（再掲 4-2-③）

Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用や、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める。また、旅行者や高齢者・障害者、

外国人等にも配慮した提供手段を確保する。

② 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等（再掲 4-1-②）

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

① 食料等の物資供給の確保

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

③ 企業におけるBCP策定等の支援

町内の企業に対して、事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに、BCPの策定支援を行う。

また、有事の際にBCPが機能するよう、取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取り組みを継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行う。

④ 企業の防災対策関連施設等の整備の支援

東日本大震災を契機として、企業におけるBCPの重要性が高まっており、企業間の取引においてもBCP策定の有無が問われている。

町内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時の応急措置等における優先順位を防災規定等に定めるなど地震対策の強化を進める。

② 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図ると

ともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① 道路の防災対策の推進

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震、洪水、土砂災害等の道路の防災対策を着実に推進する。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

① 食料等の物資供給確保（再掲 5-1-①）

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食料の安定供給の停滞が想定される。このため道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

③ 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-1-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

④ 受援計画の策定等

被災による物資供給に対し、国や県、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、この受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定を促進することにより、物的支援の受援体制を強化する。

⑤ 農道・農道橋の保全対策の推進

整備後年数が経過し、老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① 応急給水体制の整備（再掲 2-1-⑤）

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支

障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

② 水道施設の耐震化（再掲 2-1-①）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

③ 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-1-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

① 防災拠点等への再エネ設備等の導入促進

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

② 水道施設の耐震化（再掲 2-1-①）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

③ 農業集落排水施設の老朽化対策の推進

大規模地震が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

④ 浄化槽台帳システムの整備等

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

⑤ し尿処理施設の防災対策の強化

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障をきたすことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の更なる強化等に努める。

② 下水道BCPの策定（再掲 2-6-②）

大規模地震が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

6-2 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

① 災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する。

② 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 救助活動能力（体制、装備資機材）の充実向上

大規模自然災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ、横断的に進める。

② 都市公園事業の推進

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救助活動の場となる都市公園や緑地を確保する。

③ 消防団や自主防災組織等の充実強化

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

④ 大規模地震時の電気火災対策の推進

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

7-2 沿線・沿道での建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化（再掲 1-1-③）

大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

① 農業用ため池の防災対策

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる。

② 防災インフラの維持管理・更新

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

① 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化（再掲 5-2-②）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

② 有害物質の流出対策等の推進

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国等と連携して対応する。

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

① 適切な森林整備の推進

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

② 農地侵食防止対策の推進

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、被害を未然に防止するためには、耕作者等による日頃の農地保全活動（中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用等）が重要であり、必要に応じて農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

③ 治山事業の推進（再掲 1-5-①）

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

④ 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林業被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、鳥獣被害の防止に向けて、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取り組みを、一体的かつ総合的に推進する。

⑤ 鳥獣害対策の強化

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

⑥ 活動火山周辺地域防災営農対策

桜島の降灰により農作物等が被害を受け、品質低下の原因となることが想定される。このため、ビニールハウスや降灰対策機械等を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図る。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① スtockヤードの確保

大規模自然災害は発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要があるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する。

② 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

③ 災害廃棄物処理計画の策定、見直し

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如により復興できなくなる事態

① 建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取り組みが進められているが、道路啓開等

の復旧・復興を担う人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者）の育成の視点に基づく横断的な取り組みは行われていない。

また，地震，土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少，技能労務者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため，担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① 河川堤防等の整備

広域地盤沈下等が発生した場合，建築物が損壊・浸水し，住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在，洪水による浸水対策については，過去に大きな浸水被害が発生した箇所について河川堤防等の施設の整備を推進しているが，今後より一層の整備推進を図る。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① 災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化

災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには，コミュニティ力を構築する必要がある。本町においては，公民会や区公民館の活動支援のほか，自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや，セーフコミュニティの推進等，コミュニティ力を強化するための支援等の取り組みを充実させる。

② 文化財の保護管理

文化財の所有者，または管理者に対する防災体制の確立指導を行い，文化財の耐震化，防災設備の整備等を促進する。

8-5 事業用地の確保，仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず，復興が大幅に遅れる事態

① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう，候補地リストを作成しているが，がけ崩れや浸水等による被災の可能性について，十分留意した候補地選定となるよう，定期的な情報更新を行う。

② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために，災害時を想定して事前訓練等を実施する。

第2節 指標

推進方針で示した本町の主な優先すべき取り組みの進捗状況を把握するための指標を、次のとおり設定した。

No.	指標名	現状(R2)	目標(R7)	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	75.6%	95%	1-1
2	町営住宅耐震化率	76.6%	95%	1-1, 2-1, 2-2
3	道路改良及び舗装の補修等	32 路線/年	35 路線/年	1-3, 2-1, 2-2
4	道路網の舗装率	85.7%	86.7%	1-3, 2-1, 2-2
5	橋梁長寿命化修繕計画(補修)	4 箇所/年	5 箇所/年	1-3, 2-1, 2-2
6	非常食備蓄数	6,270 食	14,400 食	2-1, 2-4, 5-5
7	自主防災組織率	96.8%	100%	1-2, 2-3, 7-1, 8-4
8	伐採後の再造林率	7%	67%(R10)	7-5
9	水道管路の耐震化率	2.06%	4.5%	2-1, 5-5, 6-1

第6章 本計画の推進

第1節 町の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 町地域計画の進捗管理

町地域計画の進捗管理は、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

用語解説

か行

・業務継続計画（BCP）

BCPはBusiness Continuity Planの略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

さ行

・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行う。

・サプライチェーン

原材料・部品の供給、輸送、生産、販売などの製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称

・ストックヤード

災害廃棄物を一時的に保管する施設

・Jアラート（全国瞬時警報システム）

大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方自治体に伝達する。

た行

・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

大規模な自然災害等に際して、被災地の早期復旧等に対する技術的支援を行う。

・DMAT（災害派遣医療チーム）

大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う。

は行

・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経

路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

ら行

・リダンダンシー

余分な部分が付加されていること。またそれにより機能の安定化が図られていること。冗長性ともいう

・ラストマイル

物資の最終拠点から目的地（避難所等）までの最後の区間

さつま町地域強靱化計画

地域強靱化推進方針に基づく取組み等一覧(計画期間:令和3年度～令和6年度)

○交通施設, 沿道建物の耐震化, 避難路の確保, 耐震化の促進等

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
避難路の確保, 防災対策及び老朽化対策	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	川口平川線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	1-3 2-1 2-2 5-1 5-3 7-3
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	盈進小通線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	紫尾山頂線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	グリーンロード1号線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	グリーンロード2号線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	グリーンロード3号線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	湯之元線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	大川内線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	地方創生道整備推進交付金事業	交付金事業	二渡川口線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	湯田原線	—	道路改良・舗装	町	国土交通省	
	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	湯田原停車場線	—	道路改良・舗装	町	国土交通省	
	電源立地地域対策補助金事業	補助事業	川口日当瀬一ツ木線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	電源立地地域対策補助金事業	補助事業	穴川線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	電源立地地域対策補助金事業	補助事業	旭船木線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	電源立地地域対策補助金事業	補助事業	柵野線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	電源立地地域対策補助金事業	補助事業	倉内工業団地線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	池之野大谷線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	永牟田線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	菅元線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	並木線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	京塚原採捕場線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	青芝野2号線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	大願寺長岡線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	湯田原中線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	佐志本通り線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	堂脇高柳線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
過疎対策道路整備事業	起債事業	油田河内野線	—	道路改良・舗装	町	財務省		
過疎対策道路整備事業	起債事業	鶴田中学校線	—	道路改良・舗装	町	財務省		
過疎対策道路整備事業	起債事業	川口線	—	道路改良・舗装	町	財務省		
道路施設の耐震化等(避難路)	道路メンテナンス事業	補助事業	下手3号線	下手橋	橋梁修繕	町	国土交通省	

の確保、防災
対策及び老朽
化対策)

道路メンテナンス事業	補助事業	永野西部線	新地橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	浦川内線	飛渡橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード2号線	フケン段橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	鶴田ダム1・2号線	竹之元橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	鶴田ダム1・2号線	平江橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード2号線	鶴宮橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	小川田中津川線	小川田橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード1号線	雲母橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	大俣線	大俣第4橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	武線	武3号橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	丁場段線	段橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	丁場段線	塚橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	アザノ線	アザノ橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード2号線	紫尾大橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	五日町川口梁原線	梁原橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	下原線	下原橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	上平川西線	迫地橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード1号線	岩山橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	長崎線	長崎橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	黒岩線	黒岩橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	宇堂山広橋線	尾原橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	宮前境田線	第2野平橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	前平線	前平橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	古井手2号線	平成黒鳥橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	永野西部線	築平大橋	橋梁修繕	町	国土交通省
道路メンテナンス事業	補助事業	黒鳥小原線	古井手橋	橋梁修繕	町	国土交通省

1-3
2-1
2-2
5-1
5-3
7-3

○土砂災害対策の推進

関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
がけ崩れ対策	県単急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	瀬戸ノ上	—	法面工	町	鹿児島県	1-5
	県単急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	笹ノ段2	—	法面工	町	鹿児島県	
	県単急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	市野1	—	法面工	町	鹿児島県	
	県単急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	大屋久原	—	法面工	町	鹿児島県	
	県単急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	平田	—	法面工	町	鹿児島県	
	県単急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	境ノ谷	—	法面工	町	鹿児島県	
	県単急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	竹山	—	法面工	町	鹿児島県	

○河川改修等の治水対策の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
都市下水路の整備	防災・安全社会資本整備交付金事業	交付金事業	虎居・藤原・豊川都市下水路	—	下水路修繕	町	国土交通省	1-4 8-3
○都市公園事業の推進								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
都市公園の整備	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	北薩広域公園・宮之城運動公園	—	園地整備ほか	町	国土交通省	7-1
○造成宅地の防災・減災対策の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
大規模盛土造成地マップの精度の向上	大規模盛土造成地調査事業	交付金事業		—	地盤調査	町	国土交通省	1-1
○災害に強い住まい・まちづくり								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
	災害に強い住まい・まちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、空き家対策総合支援事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。					町	国土交通省	1-1
○消防施設の耐震化、消防の体制等強化、救助活動能力の充実向上等								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
	耐震性貯水槽設置工事	補助金事業	令和4年度(3基)	—	耐震性貯水槽(40t)設置	町	総務省	
	耐震性貯水槽設置工事	補助金事業	令和5年度(2基)	—	耐震性貯水槽(40t)設置	町	総務省	
	耐震性貯水槽設置工事	補助金事業	令和6年度(2基)	—	耐震性貯水槽(40t)設置	町	総務省	
消防の体制等強化、救助活動能力の充実向上等	救急車両整備事業【常備】	補助金事業	令和4年度 高規格救急自動車	—	消防本部高規格救急自動車(資器材込)購入	町	総務省	
	消防車両整備事業【常備】	補助金事業	令和6年度 水槽付消防ポンプ自動車	—	消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入	町	総務省	
○学校施設の耐震化等の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
学校統合に伴う既存施設の改修	統合(改修)	交付金事業	(新)鶴田小学校	—	校舎等改修	町	文部科学省	1-1 2-7 3-1
長寿命化改良事業	長寿命化事業	交付金事業	盈進小学校	—	校舎等改修	町	文部科学省	
	長寿命化事業	交付金事業	佐志小学校	—	校舎等改修	町	文部科学省	
	長寿命化事業	交付金事業	柏原小学校	—	校舎等改修	町	文部科学省	

○食品流通拠点整備の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
卸売市場施設整備	農業農村施設管理事業	管理事業	公設地方卸売市場	—	卸売市場施設整備	町	農林水産省	5-4 5-5
○農地浸食防止対策などの推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農地浸食防止対策	中山間地域等直接支払交付金事業	交付金事業	上平川集落協定ほか	—	農業生産条件の不利な地域等において農用地を維持・管理していくための取組み	集落協定	農林水産省	7-3 7-5
	環境保全型農業直接支援対策事業	交付金事業	環境保全型農業者グループ	—	地球温暖化防止や生物多様性等に効果の高い農業活動	農業者等	農林水産省	
○降灰対策の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
活動火山周辺地域防災営農対策	活動火山周辺地域防災営農対策事業	補助事業	生産組合	—	ビニールハウス・降灰対策機械導入	生産組合	農林水産省	7-5
○鳥獣被害防止対策の推進、鳥獣害対策の強化								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
鳥獣被害防止対策	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	交付金事業	町内一円	—	ワイヤーメッシュ柵、電気柵	協議会	農林水産省	7-5
	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	交付金事業	町内一円	—	生息状況等調査員の配置、捕獲器等の購入、協議会の開催	協議会	農林水産省	
	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	交付金事業	町内一円	—	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲	町	農林水産省	
○林道の整備推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
林道の整備	地方創生道整備交付金	交付金事業	白男川泊野線	—	新設	県	内閣府	2-2 6-2
	地方創生道整備交付金	交付金事業	白男川泊野1号支線	—	新設	県	内閣府	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	浅井野支線	—	改良	町	農林水産省	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	宮田田野線	—	橋梁補修	町	林野庁	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	平江線	—	改良	町	林野庁	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	七尾線	1号～3号橋	橋梁補修	町	農林水産省	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	茶屋岡線	—	橋梁補修	町	農林水産省	
○治山事業の整備推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
治山事業の推進	復旧治山事業	補助事業	山崎餘ヶ城地区	—	山腹工	県	農林水産省	1-5 7-5
	林地荒廃防止事業	補助事業	平川林ノ口地区	—	山腹工	県	農林水産省	
	林地荒廃防止事業	補助事業	平川上ノ原地区	—	山腹工	県	農林水産省	
	林地荒廃防止事業	補助事業	平川宮園地区	—	山腹工	県	農林水産省	
	林地荒廃防止事業	補助事業	白男川寺ノ下地区	—	山腹工	県	農林水産省	
	林地荒廃防止事業	補助事業	神子上大迫地区	—	山腹工	県	農林水産省	
	林地荒廃防止事業	補助事業	平川道ノ上地区	—	山腹工	県	農林水産省	
	復旧治山事業	補助事業	求名木場田地区	—	山腹工	県	農林水産省	

林地荒廃防止事業	補助事業	求名梶原地区	—	山腹工	県	農林水産省
県営県単治山事業	補助事業	山崎宮ヶ原地区	—	山腹工	県	鹿児島県
県営県単治山事業	補助事業	鶴田木場ヶ迫地区	—	山腹工	県	鹿児島県
林地荒廃事業	補助事業	神子打込地区	—	溪間工	県	農林水産省
県営県単治山事業	国庫事業	平川狩越地区	—	機能再生	県	鹿児島県

○農道の整備推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農道の整備	農地耕作条件改善事業	交付金事業	柘野中道地区他	—	農道整備	町	農林水産省	5-4
	県営中山間総合整備事業	交付金事業	さつま北部	—	農道・水路等整備	県	農林水産省	
○農業用ため池の防災対策								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農業用ため池の防災減災	ため池等整備事業	補助事業	大窪池	—	ため池整備	県	農林水産省	7-3
	ため池等整備事業	補助事業	大迫塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	平川下塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	小松原池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	早谷池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	湯田新塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	湯田古塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	
○防災インフラの維持管理・更新等								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
防災インフラの維持管理・更新	多面的機能支払交付金事業	交付金事業	さつま町内一円	—	農地及び農業用施設維持管理・補修	町	農林水産省	7-3 7-5
	県営中山間総合整備事業	交付金事業	さつま北部	—	水路等整備	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	船木地区	—	ハイライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	佐志地区	—	ハイライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	久富木地区	—	ハイライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	平川地区	—	ハイライン施設補修	県	農林水産省	
	農業用河川工作物応急対策事業	交付金事業	大坪地区	—	頭首工改修	県	農林水産省	
○農業集落排水施設の老朽化対策の推進								
	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農業集落排水施設の老朽化対策の推進	農村整備事業(農業集落排水施設整備工事)	補助金事業	令和3年度	—	機械・電気工事ほか	町	農林水産省	6-1
	農村整備事業(農業集落排水施設整備工事)	補助金事業	令和4年度	—	機械・電気工事ほか	町	農林水産省	
	農村整備事業(農業集落排水施設整備工事)	補助金事業	令和5年度	—	機械・電気工事ほか	町	農林水産省	
	農村整備事業(農業集落排水施設整備工事)	補助金事業	令和6年度	—	機械・電気工事ほか	町	農林水産省	

鹿児島県地域強靱化計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間：令和2年度～令和6年度)

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
地域高規格道路等の整備	道路改築事業	補助事業	国道504号	広瀬道路	バイパス整備	県	国土交通省	1-3,2-1 2-2,2-3 2-5,2-7 5-1,5-3 5-4,6-2
○交通施設、沿線・沿道建物の耐震化、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
道路施設の耐震化等(避難路の確保、防災対策及び老朽化対策)	道路補修(橋梁)事業	補助事業	(一)薩摩祁答院	北南橋	橋梁架替	県	国土交通省	1-3 2-1 2-2 5-3 5-4 7-3
	道路補修(トンネル)事業	補助事業 交付金事業	(一)鶴田大口線	川平	トンネル補修工	県	国土交通省	
	道路補修(トンネル)事業	補助事業 交付金事業	(国)328	紫尾隧道 ほか1箇所	トンネル補修工	県	国土交通省	
	道路補修(舗装)事業	交付金事業	(国)504	田原	排水施設対策 路面補修対策	県	国土交通省	
	道路補修(舗装)事業	交付金事業	(国)504	虎居 ほか2箇所	舗装補修	県	国土交通省	
	道路補修(舗装)事業	交付金事業	(主)宮之城加治木	広瀬 ほか1箇所	舗装補修	県	国土交通省	
	特定交通安全施設等整備事業	交付金事業	(国)504	田原	歩道整備	県	国土交通省	
○河川改修等の治水対策								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
直轄河川改修	総合水系環境整備事業	直轄事業	一級河川 川内川	—	護岸、高水敷整正等	国	国土交通省	1-4 8-3
○雨量や河川水位など防災情報の提供								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
防災情報の提供	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川 新川 外	—	情報基盤	県	国土交通省	1-4
○河川管理施設の老朽化対策の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
直轄河川管理施設の長寿命化	河川工作物関連応急対策工事	直轄事業	一級河川 川内川	—	設備機能改善等	国	国土交通省	1-4 8-3
○土砂災害対策の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業		山之川	堰堤工	県	国土交通省	1-5
	通常砂防事業	交付金事業		鹿之原川	堰堤工	県	国土交通省	
	通常砂防事業	交付金事業		観音平川	堰堤工	県	国土交通省	
	通常砂防事業	交付金事業		鶯山川	堰堤工	県	国土交通省	
	火山砂防事業	交付金事業		大畝川	堰堤工	県	国土交通省	
	事業間連携砂防等事業(火山砂防)	補助事業		五反田川	堰堤工	県	国土交通省	
	総合流域防災事業(砂防)	交付金事業		高峯川(3)	堰堤工	県	国土交通省	

○土砂災害対策の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
土砂災害対策 (ソフト関連)	総合流域防災事業(情報基盤)	交付金事業		県内一円	情報基盤整備	県	国土交通省	1-5
	総合流域防災事業(基礎調査)	交付金事業		県内一円	区域指定	県	国土交通省	
○都市公園事業の推進・指導								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
都市公園の整備	都市公園事業	交付金事業	北薩広域公園	-	園地整備	県	国土交通省	7-1
	公園施設長寿命化対策支援事業	交付金事業	北薩広域公園	-	公園施設改修	県	国土交通省	
○造成宅地の防災・減災対策の促進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
大規模盛土造成地マップの精度の向上	大規模盛土造成地調査事業	交付金事業	-	21市町	宅地カルテの作成	県	国土交通省	1-1
○災害に強い住まい・まちづくりの整備推進								
災害に強い住まい・まちづくりを進めるため、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、街なみ環境整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家対策総合支援事業を推進する。						県町	国土交通省	1-1 2-2 2-3 2-7 3-2
○農地・森林等の被害による県土の荒廃								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
指定管理鳥獣の捕獲等	特定鳥獣総合管理対策推進事業	交付金事業	生息密度の高い地域 第二種特定鳥獣(二ホンジカ)管理計画及び第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画に定める地域	-	二ホンジカの捕獲	県	環境省	7-6
○治山事業の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
治山施設の整備	治山事業	補助事業	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の数量」に掲載されている地区		山腹工 溪間工	県	農林水産省	1-5 7-6
	治山事業	交付金事業	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の数量」に掲載されている地区		山腹工 溪間工	県	農林水産省	1-5 7-6
○食品流通拠点整備の推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
卸売市場施設整備	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	交付金事業	-	-	卸売市場施設整備	町	農林水産省	5-3 5-4

○農業用ため池の防災対策

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農業用ため池の防災減災	震災対策農業水利施設整備事業	補助事業		ため池内地地区	ため池耐震調査	県	農林水産省	7-4

○情報伝達手段の多様化

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
情報伝達手段の多様化	県防災行政無線再整備事業	県単独事業	県内全域	—	移動系防災行政無線再整備	県	総務省	4-2 4-3

○発災時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備推進

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
信号機電源付加装置新設・更新	特定交通安全施設等整備事業	補助事業	—	—	電源付加装置整備	県	警察庁	7-1
	交通安全施設等整備事業	補助事業	—	—	電源付加装置整備	県	警察庁	